

### 学校でかかる費用の援助について（お知らせ）

指宿市教育委員会学校教育課では、指宿市が設置する小学校若しくは中学校に通う児童生徒を就学させることが経済的に困難な保護者の方に対し、小学校及び中学校に係る費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助を希望される保護者は、学校で申請書等を受け取り、下記により提出してください。昨年度、援助を受けていた方で、引き続き援助を希望される方も新たに手続きが必要です。

なお、現在、生活保護を受けている世帯についても、医療費・修学旅行費については支給対象となりますので、申請書等を提出してください。

ただし、所得の申告を済まされていない方は、所得等の確認ができず認定の可否が決定できませんので、必ず申告を済まされるようお願い申し上げます。

#### 記

#### ○援助を受けられる世帯

- 1 生活保護を受給している世帯（要保護）
- 2 前年度または当該年度に生活保護の停止又は廃止のあった世帯
- 3 当該年度市町村民税非課税世帯
- 4 申請日現在児童扶養手当を受給している世帯
- 5 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯
- 6 1～5の基準には該当しないが、生活状況の悪化等により援助が必要と認められる世帯

#### ○援助を受けられる費用

学用品費等、校外活動費、修学旅行費（対象学年のみ）、給食費、医療費（学校病に係るもののみ）、新入学児童生徒学用品費（新1年生のみ。ただし、入学前に既に受給している場合は今年度は支給対象ではありません。）

※生活保護世帯へ支給するのは、修学旅行費と医療費（教育委員会教育長が発行する医療券のみ）です。

※医療費については、学校における検診等の結果、学校保健安全法で定める下記の疾病（学校病）と診断され、治療の必要があるときは、援助の対象となります。ただし、入院治療及びアレルギー性の疾患を除きます。

**学校病：う歯（虫歯）、慢性副鼻腔炎、中耳炎、寄生虫病、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹（とびひ）、アデノイド**

学校を通じて教育委員会学校教育課から「医療券」を発行しますので、受診する医療機関に健康保険証とともに提出してください。医療券なしで治療された場合は自己負担となります。また、上記以外の疾病では医療券の使用はできません。

※就学援助制度の医療券は、ひとり親家庭等医療費助成、こども医療費助成、生活保護法による医療扶助等の他制度より優先して使用してください。重複しての使用はできません。重複して助成を受けた場合、他制度で助成を受けた分は返金しなければいけません。

#### ○学校に提出する書類（各1部）

- ① 支給申請書兼同意書
- ② 委任状兼承諾書
- ③ 保護者の通帳の写し（口座番号と口座名義人（フリガナ）の記載されている部分）
- ④ その他書類（該当者のみ。市外からの転入者、単身赴任中の保護者等）

書類は学校ごとに1部ずつ提出してください。

小学生と中学生がいる世帯は、小学校、中学校へそれぞれ1部ずつ提出してください。

#### 【当該年度の1月1日現在、指宿市にお住まいでない方】

上記①～③の書類は提出期限までに提出してください。その後、当該年度の1月1日現在お住まいの市区町村役場で、当該年度市県民税課税証明書（所得及び扶養状況の記載のあるもの）を家族全員分（中学生以下は除く）取得し、6月中旬までに市教育委員会学校教育課に提出してください。なお、提出が遅れる場合は必ず学校教育課まで御連絡ください。

## ○提出期限 4月下旬

提出期限を過ぎても2月末まで随時受付いたしますが、今回の提出期限以降に申請された場合の認定は申請された月の翌月1日からとなり、年間支給額が減額されますので御注意ください。

## ○申請書等の提出先

お子さんが在学している学校（学級担任または教頭）または市教育委員会学校教育課に提出してください。

## ○決定の通知

提出期限までに提出された方の認定・否認定の決定は7月頃、申請された保護者の方に通知いたします。ただし、所得が不明の場合や、書類不備等がある場合は遅れることがあります。期限後申請分については、書類審査が済み次第随時通知いたします。

## ○支給方法

援助費は、期限内に申請し認定された場合、年3回（8月、12月、3月）に分けて、保護者の銀行等口座に振り込みます。ただし、学校徴収金等に未納がある場合などは、学校指定の口座に振り込むことがありますので、御了承ください。

## ○その他

- (1) 認定審査のため市民税課税台帳等の閲覧など必要な調査をさせていただきます。
- (2) 税務署または市役所税務課に所得の申告をされていない方は至急申告を済ませてください。所得が判明しない時には審査できませんので、必ず申告してください。
- (3) 年度途中で生活状況等に大きな変化（ひとり親家庭の婚姻等）があった際には、速やかに教育委員会学校教育課まで御連絡ください。場合によっては、受給資格が停止し、超過分の援助費を返納していただくことがあります。
- (4) 同種の援助を本市あるいは他の区市町村等から受けている場合は対象外となります。（例：里親制度など）

## ○問合せ先

指宿市教育委員会 学校教育課学務係  
TEL 0993-22-2111（内線421）

中学校卒業後の高等学校、大学、専門学校等への進学においても、国等や市教育委員会が実施する様々な支援制度があります。

特に、令和2年4月から「高等教育の修学支援制度」（文部科学省が実施、問合せ先は日本学生支援機構）が始まり、世帯収入等に応じて、大学等に係る費用の支援等が拡充されています。

【日本学生支援機構ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

【日本学生支援機構「奨学金相談センター」】

電話 0570-666-301（ナビダイヤル）

※ 市教育委員会が実施する支援制度（奨学金）については、指宿市教育委員会 教育総務課教育総務係（TEL 0993-22-2111（内線412））へお問合せください。